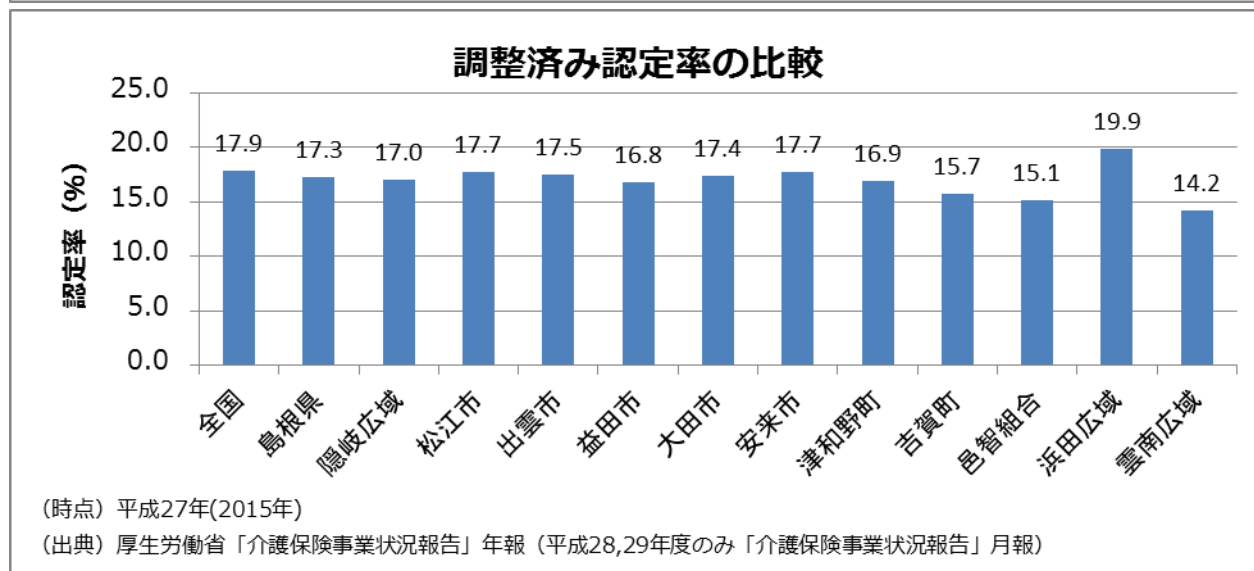
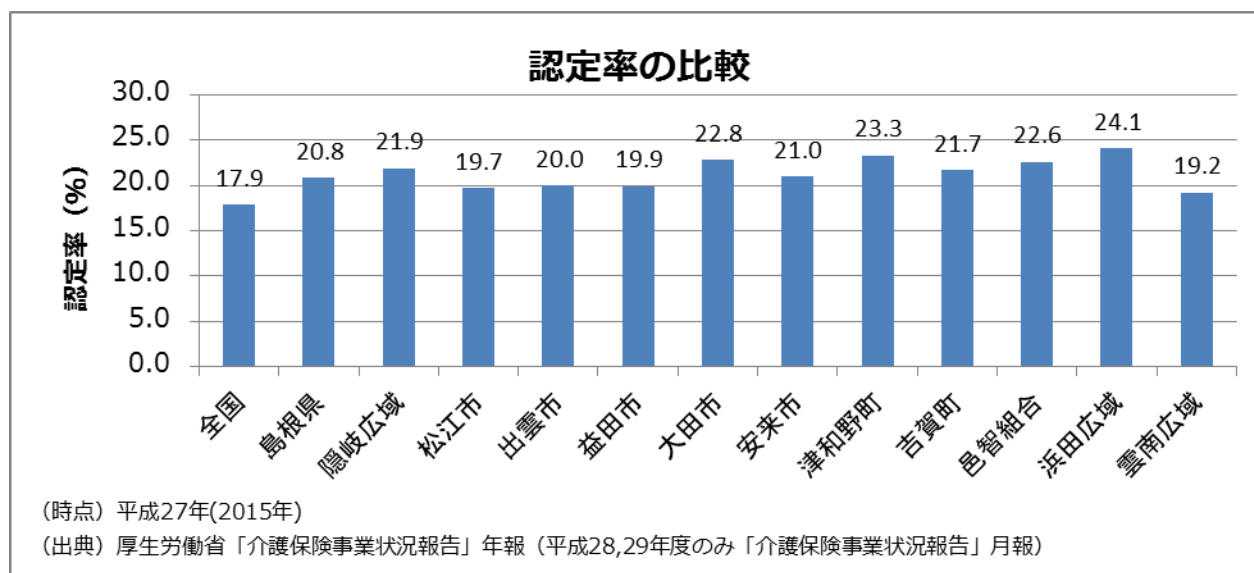


第 1 1 章

効果的・効率的な介護給付の推進

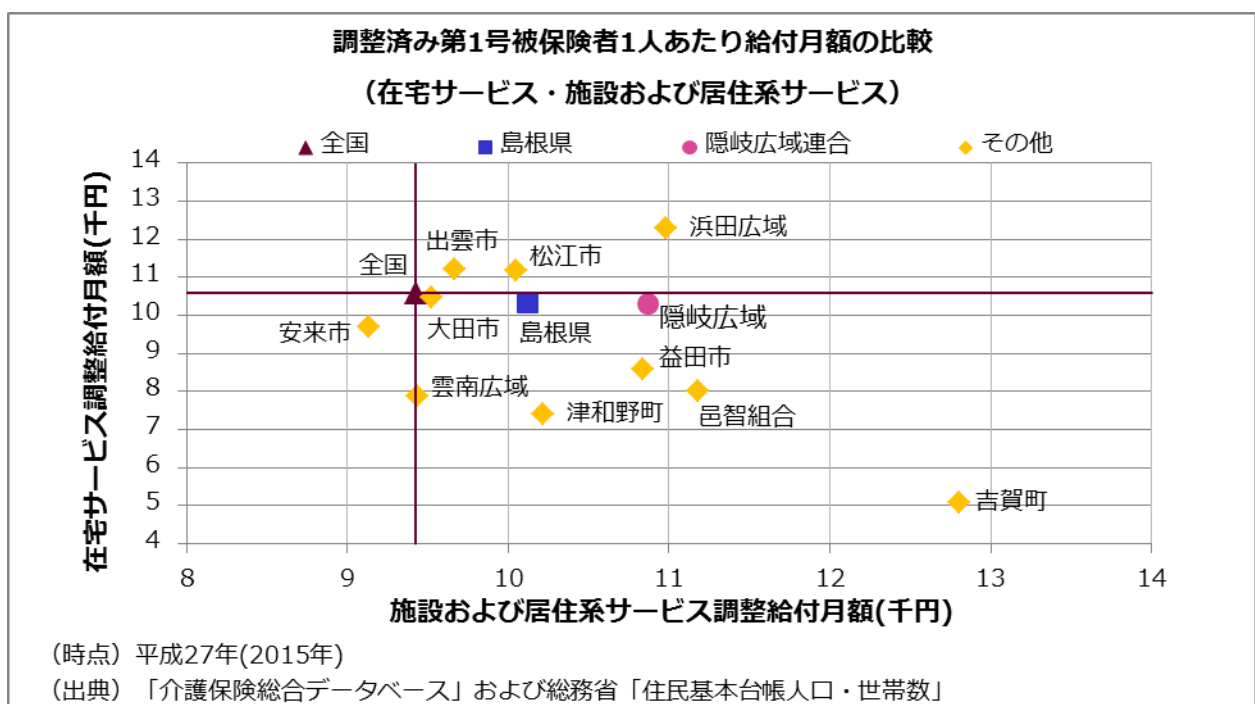
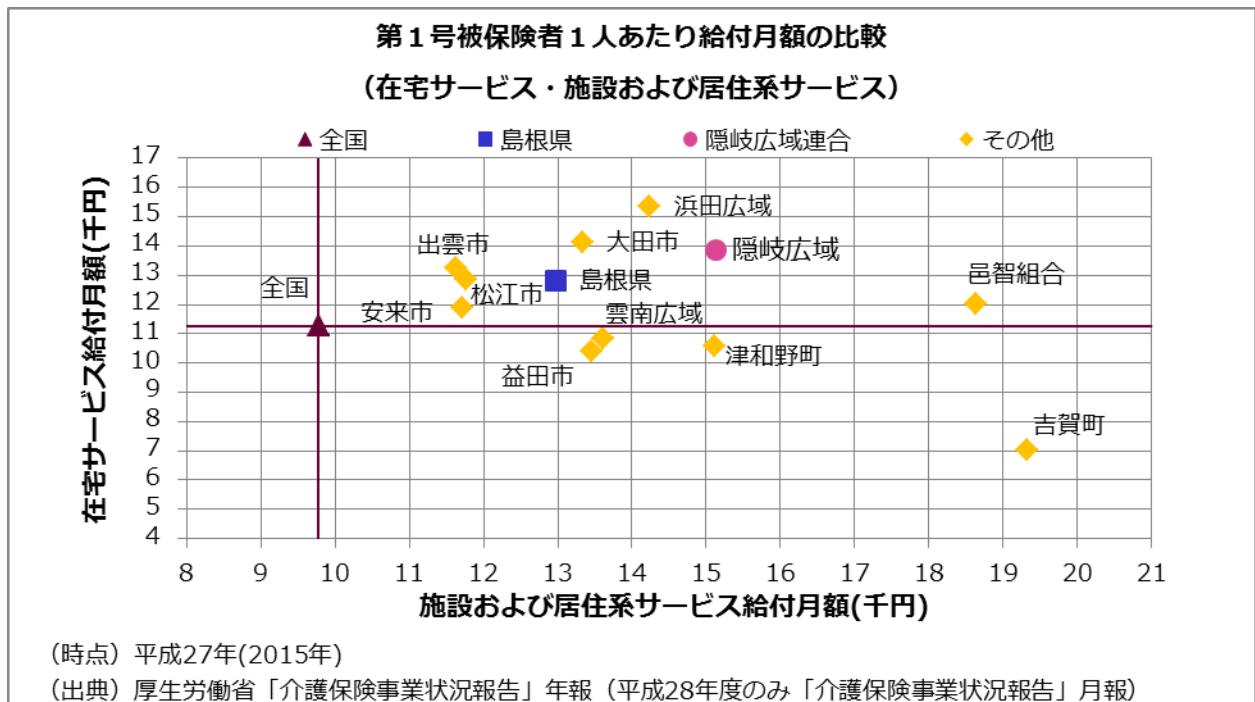
1. 隠岐圏域と他保険者との比較

- 隠岐広域連合の認定率は、全国及び島根県平均と比較すると高くなっているが、第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した調整済み認定率で見ると、低くなっている。
- これは第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が全国及び島根県平均よりも高いためであると思われる。
- 今後も継続して、介護給付を必要とする方の適切な認定を行い、介護給付の適正化を進めていく必要がある。



○隠岐広域連合の第1号被保険者1人あたりの給付月額は、全国及び島根県平均と比較するとどのサービスも高くなっている。調整済み第1号被保険者1人あたりの給付月額で見ると、在宅サービスは平均となっているが、施設および居住系サービスは高くなっている。

○これは全国と比較して施設および居住系サービスが整備されていると共に、利用ニーズも高いためだと思われるが、真に介護サービスを必要とする方への適正なサービス利用となるよう介護給付の適正化を進めていく必要がある。



※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額：
「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額

2. 介護サービスの質の向上

(1)介護支援専門員(ケアマネジャー)の人材育成支援・資質の向上

①第6期の達成状況と評価

○地域包括支援センターによる定期的な連絡会やケース検討会の実施、隠岐広域連合によるケアプラン点検（ケアプラン点検の実施に記載）による支援と年1回の研修会を実施することで、人材育成及び資質の向上に努めた。継続して取り組むことで、スキルアップに繋がっており、今後も継続して取り組む必要がある。

②第7期の基本目標

地域包括支援センターと連携を図り、連絡会やケース検討会、研修会を通して介護支援専門員の資質と専門性の向上を図っていく。

③具体的取り組み内容

○介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険制度を運用する要となる重要な役割を担っている。

○隠岐広域連合と隠岐4町村は連携を図り、介護支援専門員の人材育成支援・資質の向上を目指すため、地域包括支援センターによる定期的な連絡会やケース検討会を実施し、隠岐広域連合主催による年1回程度の講師を招いた研修会を開催していくこととする。

(2)地域密着型サービス事業者の質の向上

①第 6 期の達成状況と評価

○外部講師による事業者研修会を計画的に実施することができた。3年間で全事業者向け研修会を3回、小規模多機能型居宅介護事業者向け研修会を2回、認知症対応型共同生活介護事業者向け研修会を1回実施し、コミュニケーション能力及びケアマネジメントのスキルアップを図ることができた。

○地域密着型サービス事業者の指定更新及び実地指導を3年間で20事業者行い、指定基準に従ってサービス提供を行っているかについて確認・助言等を行った。また、集団指導を毎年1回行い、介護保険法の制度や基準の周知、理解の促進や適正な請求事務等について指導を行ったことで、監査に切り替えるような事例は無かった。

②第 7 期の基本目標

計画的な研修会の実施及び実地指導、集団指導を通して介護サービスの質の確保・向上を図っていく。

③具体的取り組み内容

○地域密着型サービス事業者は、隠岐広域連合が指定、指導する立場にあるため計画的な実地指導（指定期間中に概ね2回）や集団指導（年1回実施）を行い、介護サービスの質の確保、向上に努めていく。また、事業所連絡会への参加（要請に応じて）や研修会（年1回程度）を開催していくこととする。

○居宅介護支援事業者の指定権限については、平成30年4月より島根県から保険者に移譲されるため、新たに10事業者の指定権限が増えることになる。今後も県と連携して介護サービスの質の確保、向上に努めていく。

3. 介護給付適正化事業の推進

(1) 要介護認定の適正化

① 第6期の達成状況と評価

- 厚生労働省訪問による介護認定審査会への技術的助言の実施により、適正な審査会の運営方法、全国平準化のプロセスを再確認できた。また、外部講師による調査員・審査会委員研修の実施により、特記事項の書き方、介護の手間の考え方、1次判定確定までのプロセスを学び、主治医研修では、主治医意見書の役割、記載方法等を整理することができた。
- 要介護認定調査については、認定調査結果についての点検を行い、必要に応じて調査員への聞き取り調査を行った。特記事項の具体的記載等のない場合もあるため、今後も継続して取り組む必要がある。
- 介護認定審査会については、半年に1回の合議体の再編成を行い、合議体間の審査に差のないように努めており、今後も継続していく必要がある。

② 第7期の基本目標

第6期計画期間中に実施した厚生労働省訪問による技術的助言、外部講師による調査員・審査会委員・主治医研修を踏まえ、適正かつ公平な要介護認定に努めていく。

③ 具体的取り組み内容

- 要介護認定調査については、調査の平準化を図るために、適切に認定調査が行われるよう実態の把握に努めていく。特に調査結果の概況調査票の特記すべき事項の点検を行い、介護の手間に係る具体的内容の記載となるよう指導していく。また、必要に応じて調査員研修を実施する。
- 介護認定審査会における一次判定から二次判定の軽重度変更の平準化を図るため、半年に1回の合議体の再編成を行い、必要に応じて審査会委員研修を実施する。

(2)ケアプラン点検の実施

①第6期の達成状況と評価

- 平成24年度より隠岐広域連合で専門職（主任介護支援専門員）を配置し、ケアプランの点検及び支援並びに個別支援計画との連動性、また個別支援計画書に沿ったサービス提供の実行性の検証を行った。
- 具体的には、①ケアプラン及び個別支援計画書の内容確認、②改善すべき事項の伝達、③専門職による評価、④同一事業所内及び他の事業所間での介護支援専門員による検討会への参加、⑤同一サービス事業所間の連絡会の結成を推進、⑥研修会等の開催を一体的に支援してきたところであり、第5期及び第6期計画期間中で全事業所を訪問し、ケアプラン点検を実施した。
- 事業所ごとに課題は異なり、個人の力量にも差は見受けられたが、ケアプラン点検を通してそれぞれに意識の変化も見られており、今後も継続して取り組む必要がある。

②第7期の基本目標

計画作成者の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを支援していく。

③具体的取り組み内容

- 隠岐地域介護支援専門員協会と連携し、主任介護支援専門員の育成のための学習会（4回／年程度）を行い、将来的には隠岐地域介護支援専門員協会が中心となり、ケアプラン検討会を実施できるよう支援していく。また、同一事業所内及び他の事業所間での介護支援専門員によるケアプラン検討会が継続できるように働きかけを行っていく。
- 実地指導でのケアプラン点検を基本とし、必要に応じて事業所ごとのプラン検討会、小規模多機能連絡会、グループホーム連絡会に参加し、今までのケアプラン点検が活かされているか検証を行っていく。

(3)住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化

①第6期の達成状況と評価

○住宅改修については、提出書類や写真から利用者の状態及び住宅環境からの必要性を判断し、必要に応じて電話確認、現地確認を行った。現地確認としては、年間で2回程度の実績となっている。また、介護支援専門員が住宅改修の対象か判断できないときは事前に相談があることから、支給を認めない事例は無かった。

○福祉用具購入、軽度者の福祉用具貸与については、購入の必要性や医学的所見にもとづく状態像による判断など、貸与要件に合致しているか確認を行った。特に軽度者の福祉用具貸与については、国の基準に基づく貸与要件の再確認のため、事業所及び医療機関へ文書による周知を行った。

②第7期の基本目標

住宅改修及び福祉用具購入、軽度者の福祉用具貸与の点検及び審査を徹底し、適正な支給に努めていく。

③具体的取り組み内容

○住宅改修については、利用者の状態及び住宅環境からの必要性、見積書の妥当性などの点検を行うとともに、施工後は竣工写真等により事前申請と相違のないことを点検していく。また、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケースにおいては、訪問調査にて現地確認を行っていく。

○福祉用具購入、軽度者の福祉用具貸与については、購入の必要性や医学的所見にもとづく状態像による判断など貸与要件に合致しているかを確認し、利用者の身体の状態に応じた必要な支給となるよう努めていく。

(4)縦覧点検・医療情報との突合

①第 6 期の達成状況と評価

○請求内容の誤り等を早期に発見するためと、医療と介護の重複請求をなくすために島根県国民健康保険団体連合会へ委託している。

②第 7 期の基本目標

縦覧点検及び医療情報との突合は費用対効果に期待できることから、効率的な実施を図るために、島根県国民健康保険団体連合会へ引き続き委託する。

③具体的取り組み内容

○島根県国民健康保険団体連合会へ委託する。また、突合結果の検証やその他帳票の活用については、研修会の参加など国保連と積極的な連携を図っていく。

(5)介護給付費通知

①第 6 期の達成状況と評価

○介護給付費通知書を説明の文書と一緒に、年 2 回利用者に通知した。

②第 7 期の基本目標

利用者や事業所に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認できることで、適正な請求に繋がるよう努めていく。

③具体的取り組み内容

○利用者に対して、年 2 回「介護給付費通知書」を説明の文書と一緒に通知していく。